

滋賀県障害者プラン2021の進捗状況について

資料 1

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
1. 共生社会づくり								
(1)①障害者差別の解消と障害者理解の促進	(ア)障害者差別解消法の周知、「障害の社会モデル」の啓発	差別解消に関する講座の実施回数 50回／年	44回	42回	51回	61回	R5年度はコロナの影響が少なくなり、前年度に比べて出前講座実施回数を増やすことができた。また、R5.3月に作成した、共生条例の理念に共感する事業者が店舗等に貼付する共生サポーターステッカーの配布を行うなど、民間事業者に対する啓発に取り組んだ。圏域ごとに県（健康福祉事務所を含む）、市町担当者、アドボケートが参加する圏域情報交換会を実施するなどして連携した体制強化に努めた。	改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行されたことを踏まえつつ、出前講座や共生社会サポーターステッカーなどを利用しながら県民に対する啓発を強化するとともに、発達障害の疑似体験等により子どもを含む幅広い層への普及・啓発に引き続き取り組んでいく。また、アドボケートの資質向上のための研修会を実施する。
	(イ)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施							
	(ウ)差別解消のためのネットワーク構築	相談体制の充実	—	—	—	—		
(1)②権利擁護の推進	(エ)成年後見制度の利用促進	全福祉圏域での中核機関の設置	—	—	—	—	健康福祉政策課、医療福祉政策課と連携し、滋賀県における成年後見制度利用促進（権利擁護支援）に関する取組方針を策定するとともに、利用促進連絡会議、市町向け実務研修を開催した。	R5年度に策定した取組方針に基づき、法人後見受任団体の育成に取り組んでいく。
(2)①意思決定支援の推進	(イ)障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援の実施者の育成	意思決定支援に関する研修修了者数 150人（3年間累積）	—	26人	41人	60人 （累積）	令和3年度から新たに実施した研修であり、令和3年度に26名、令和4年度に15名、令和5年度に19名が受講した。無事に研修を実施することができた。	引き続き、研修の周知に努め、相談支援専門員への理解促進および障害のある当事者の意思決定支援の充実に努める。
(3)①県と市町の連携による意思疎通支援の充実	(ア)手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討	条例制定に向けた検討を進める	小委員会を計3回開催	協議会を計4回開催	専門部会を3回開催	・専門部会を1回開催 ・条例制定および施行	条例検討専門部会を1回開催し条例の方向性を定め、県議会に条例案を上程し、条例を制定・施行した。（令和5年12月）	R5年度に制定・施行された本条例について、普及啓発を行い、障害の有無に関わらず意思疎通等が促進されるよう、取り組んでいく。
(4)②交通におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化	(イ)交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進	駅のバリアフリー化率（乗客1日3千人以上）：100%	88.9%	90.5%	90.5%	95.0%	鉄道事業者および市町が実施する鉄道駅のバリアフリー化等に対して費用の一部を補助することにより、県内鉄道駅のバリアフリー化に寄与した。※実績増の要因は未整備駅の一部が乗降客数3千人を下回ったため。	県内鉄軌道駅のバリアフリー化を促進するため、鉄軌道駅に関する段差の解消等にかかる施設整備費用を継続的に支援していく必要がある。
2. とともに暮らす								
(1)①地域における住まいの場の確保	(ア)グループホームの整備促進	利用見込数：1,634人 ※市町における利用見込人数の総数	1518人	1786人	1945人	2088人	令和5年度末のグループホームの利用定員は2,088人分であり、令和6年度の利用見込み数を上回る状況となっている。	地域間の偏りや、重度障害のある方の利用が難しいなどの課題があり、重度障害のある方の対応が可能なグループホームの整備を進める。
(1)②障害者支援施設や精神科病院からの地域移行を促進し地域で暮らし続けるための支援の充実	(ア)地域生活への移行の促進	49人 （R3年度～R5年度の累積） ※市町における目標人数の総数	19人	7人	3人	10人	高島、東近江、大津を対象に地域移行のモデル事業を活用し、地域移行のための体験利用機会を確保することができた。各地域での拠点確保のため、各市町や地域自立支援協議会において検討・注力されてきた結果、拠点整備率の全国平均を上回る形で進めることができた。	モデル事業に実施により明らかになった課題等について、国への制度提案を行うとともに、他圏域への展開に向けた検討を行い、地域生活の実現に取り組む。引き続き、拠点整備に係る好事例等の情報提供に努め、全県において拠点整備が進むよう支援する。
	(カ)地域生活支援拠点等の整備	各市町または各圏域に少なくとも1つ確保および機能の充実	5	8	8	9 （圏域4、市町5）		
(1)③地域生活を支える相談支援体制の充実	(エ)福祉圏域における総合的、専門的な相談支援体制の充実	各市町または各福祉圏域において、体制を確保		14	16	16	基幹相談支援センターの整備に伴い、より身近な地域での専門的な相談支援体制整備を進めることができた。	市町等から相談支援専門員のさらなる養成について要望が寄せられており、研修の質を保ちながら、研修の充実に努める。
	(カ)相談支援専門員の養成および育成	計画相談支援等に主に従事する相談支援専門員数：336人		318人	332人	173人	新型コロナウイルスの影響により、研修募集定員を減らしたが、無事に研修を実施することができた。	

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
(1)④新型コロナウイルス等感染症への対策について	(ア)障害福祉サービス事業者等における新型コロナウイルス等感染対策への支援	各事業所が感染症に適切に対応できる				—	感染症対策担当課と連携し、事業所の職員に対し、感染予防策の周知を図るとともに、感染症が発生した施設へのクラスター班の派遣や緊急的な物資の供給、掛かり増し経費の補助など、事業所のコロナ対策を支援した。	令和6年度からは障害者施設における感染管理リーダーといった人材育成や相談ネットワークの構築など、施設内の感染対策を支援および推進していくためのプラットフォーム（感染対策地域支援ネットワーク）を構築するとともに、引き続き、運営指導において業務継続計画の有無等を確認する。
	(イ)障害のある人が新型コロナウイルス等の感染等により生活困難な状況になった場合の支援	障害のある人が在宅生活を継続できる	—	—	—	—	障害のある人が在宅生活を継続できるよう、令和5年度は3名の方に対し、延べ11日（73時間）、必要な支援を実施した。	
	(ウ)新型コロナウイルス感染者や医療従事者等に対するこころのケア	感染者、家族、医療従事者等の不安を和らげる	106件	131件	68件	13件	令和4年度から「こころの電話相談」の周知を行いコロナ関連のこころのケアに関する相談を受け、必要な相談対応が行えた。	既存の相談窓口で相談対応を継続する。
(2)①重症心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実	(ウ)障害特性に応じた相談支援体制の充実	各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を中心とした体制を整備	—	—	—	—	医療的ケア児者支援コーディネーター養成については、継続して実施し、新規修了者を確保している。各市町における医療的ケア児等コーディネーターの活用や役割の認識については、差がみられる。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として、コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況の把握と検討、各市町によるコーディネーター養成研修修了者活用、役割整理の働きかけおよび同修了者の名簿掲載および情報提供を継続するとともに、重心ケアマネジメント支援事業を継続する。
(2)②行動障害のある人への支援の充実	(ア)地域支援基盤の充実	強度行動障害のある人が地域生活を継続できる基盤を充実させる	—	—	—	—	強度行動障害専門家チームを設置し、強度行動障害者通所特別支援事業（県加算）を受ける生活介護事業所に対して専門家チームを派遣し、行動障害への対応スキルの向上を目的に助言等を実施した。	事業所において強度行動障害を有する者に対して支援を行う上で、中心的な役割を果たす「中核的人材」を配置するための、中核的人材養成研修の計画的な受講を進める。また、難しい事案について「中核的人材」に対して、指導助言が可能な高い専門を有する「広域的支援人材」として、発達障害者支援ケアマネジャーを活用し、環境調整を進めていく。
	(イ)支援人材の養成および育成	強度行動障害支援者養成研修 基礎研修修了者数：180人/年 実践研修修了者数：120人/年	計159人 108人 51人	計247人 175人 72人	計341人 216人 125人	計307人 202人 105人	基礎研修修了者は目標を超える人数の受講者となることができた。実践研修は目標に届くことができなかったが、コロナ時よりも高い水準で実施できた。	引き続き、研修の周知に努め、強度行動障害がある者への理解促進および地域の人材育成に寄与するよう努める。
(2)③発達障害のある人への支援の充実	(ウ)支援にかかわる人材の育成	1. 発達障害者支援センターによるコンサルテーション：750件 2. 発達障害者ケアマネジメント支援事業所による福祉圏域関係機関へのコンサルテーション：2,000件	1,075件 1,449件	809件 1,848件	786件 1,283件	693件 1,379件	関係機関へのコンサルテーションを継続することで、相談支援担当者のスキル向上が図られている。	引き続き、一次、二次、三次支援機関それぞれの果たすべき役割の明確化と機能強化を図っていく。
	(エ)家族への支援の充実	ペアレントメンターの人数：50名	14名	18名	25名	34名	発達支援センター連絡会で、各市町担当者にペアレントメンターの推薦について協力の依頼・周知を行った。今年度は9名の受講があった。受講者は年々増えている。	引き続き、県発達障害者支援センターともペアレントメンターの情報を共有し、市町を超えて活用できる体制を検討していく。
(2)⑤高次脳機能障害のある人への支援の充実	(ア)圏域における支援体制の充実	高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数：30名（累積）	11名	29名	30名	31名	平成27年度から実施の高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者は令和5年度末で200人となった。受講者は累積90人で目標達成された。各圏域でネットワーク構築に向けた連絡会議を実施できるよう進めてきている。関係する支援者の高次脳機能障害への理解を深め、特性に応じたリハビリテーションやサービスを受けながら地域で受けられるように圏域の取組を強化する必要がある。	全圏域で連絡調整会議を実施していく必要がある。連絡調整会議構成所属や支援者に対しては、専門的なアセスメントの支援や県における研修の受講勧奨や実施をしていく必要がある。圏域ネットワークにおいては、当事者・家族だけでなく支援者に対する支援体制の充実のために、地域の課題に応じた体制の検討や研修の実施を推進する。

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
(2)⑦高齢障害者への支援の充実	(イ)共生型サービスの普及	制度の普及と必要に応じた整備を進める	—	—	—	—	障害福祉の共生型サービスの事業所数が令和4年度末から令和5年度末時点で14→15事業所に増加させることができた。	共生型サービスの事業所数を増加させるため、引き続き、周知・啓発を図る。
(2)⑨ひきこもり状態にある人への支援の充実	(イ)ひきこもり支援センターの強化	専門的助言等を行う機能の強化	—	—	—	—	ひきこもり支援専門家チームを設置し、事例検討会や同行支援を通して、専門的助言を行うことにより、ひきこもり支援体制の構築や支援者の資質向上を図ることができた。	令和6年度より、滋賀県ひきこもり支援施策推進会議を設置し、支援体制の整備やネットワークの充実等、総合的な支援の在り方について検討し、さらなる連携強化及び支援者の資質向上を目指す。
	(エ)教育との連携強化	県と市町、福祉と教育の間の情報共有等の仕組みを整える	—	—	—	—	県内すべての市町において、県と市町・教育と福祉の四者で協定を締結することができた。	協定の活用の実態を把握し、好事例を共有するなど、活用の促進と中身の充実を図っていく。
(3)①障害の状況に応じた専門的な医療の提供と障害の特性に配慮された診療体制の充実	(オ)精神障害のある人に関する保健・医療サービスの充実	専門医療機関、依存症治療拠点機関、相談拠点が機能強化される	—	—	—	—	令和5年度に平成30年度からのアルコール健康障害対策推進計画も含有した、ギャンブル依存症、薬物依存症、その他の依存症を含む依存症総合対策計画を策定した。 依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関については、引き続き、県立精神医療センターが核となり診療技術の向上や連携の構築に取り組んだ。	依存症治療拠点は1か所であるが啓発等により新患が増加することが予想されるため、治療拠点機関の充実強化を図る必要がある。 県民の利便性の向上を図るため、令和6年度から各保健所も全ての依存症の相談窓口としたことから、保健所の相談支援技術の向上を図ることが必要である。 回復をし続けるために自助グループの役割は大きく、協働した対策の推進が必要である。
	■依存症（アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症等）		—	—	—	—		
(4)①防災体制の充実	(イ)災害時要配慮者の避難支援	要配慮者が災害時に速やかに安否確認や避難できる体制の確保	—	—	—	—	・市町における個別避難計画作成を推進するために構築した『滋賀モデル』の横展開を行うため、取組に重要な防災部局と保健・福祉部局の連携促進につながる人材育成や市町向け研修会を実施することが出来た。 ・個別避難計画作成のキーパーソンとなる保健・福祉専門職向けの研修動画を作成した。 ・市町の福祉避難所の整備状況や課題の確認を行った。	・保健・福祉専門職向けの研修動画を関係機関等と連携して活用促進を図る。また、県庁内の防災と保健・福祉の連携強化に努めていくとともに、引き続き市町における福祉避難所の指定・確保、個別避難計画作成を推進するために、伴走支援を行う。
(5)①サービス提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成	(ア)相談支援専門員の養成及び育成	計画相談支援等に主に従事する相談支援専門員数：336人	—	318人	332人	173人	昨年度に引き続き、研修募集定員をコロナ前より減らした数で実施したが、定員を超える応募があり、想定数よりも多い人数で研修を実施することができた。	市町等から相談支援専門員のさらなる養成について要望が寄せられており、研修の質を保ちながら、研修の充実に努める。
	(ウ)行動障害のある人への支援人材の養成および育成（再掲）	強度行動障害支援者養成研修 基礎研修修了者数：180人/年 実践研修修了者数：120人/年	計159人 108人 51人	計247人 175人 72人	計341人 216人 125人	計307人 202人 105人	基礎研修修了者は目標を超える人数の受講者となることができた。実践研修は目標に届くことができなかったが、コロナ時よりも高い水準で実施できた。	引き続き、研修の周知に努め、強度行動障害を有する者への理解促進および地域の人材育成に寄与するよう努める。
(5)②滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進	(ア)多様な人材層の参入促進	支援人材の確保	—	—	—	—	令和4年度に続き、新たに事業所の処遇改善加算の算定に必要な書類の作成支援や障害福祉の仕事の魅力発信動画を配信し、人材確保・定着に取り組んだ。	処遇改善加算等取得促進事業を通じて、職員の待遇の向上に寄与し、人材確保を促進させる。 引き続き職員の資質向上を押し進めると共に、資質向上が職員のやりがいやを創出させ、職場定着につなげる事が重要である。
	(ウ)職場定着支援および人材育成	職場定着の促進	—	—	—	—		

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
3. ともに育ち・学ぶ								
(1)②重症心身障害児や医療的ケア児、難聴児に対する支援体制の強化	(ア)サービス提供体制の整備促進	重心・医ケア児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービス事業所について、各市町または各福祉圏域において1カ所以上確保	—	—	—	—	令和5年度時点では、重心向け児童発達支援事業所を3圏域 7事業所、重心向け放課後等デイサービス事業所を5圏域 17事業所確保できた。	湖北・高島圏域への重度心身障害児に対応する事業所が確保されておらず、各圏域に1カ所以上確保する。
	(イ)市町等における関係機関の協議の場の設置およびコーディネート機能の確保	各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を中心とした体制を整備	—	—	—	—	医療的ケア児者支援コーディネーター養成研修を実施するとともに、研修受講者の配置機関の一覧を公開し、地域における支援体制の充実に取り組んだ。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として、コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況の把握と検討、各市町によるコーディネーター養成研修修了者活用、役割整理の働きかけならびに同修了者の名簿掲載および情報提供を継続する。
(1)③ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化	(イ)福祉等関係機関と教育機関との連携	個別の指導計画・個別の教育支援計画を活用した支援の充実と、各段階における教育の支援体制の整備	—	—	—	—	・どの校種においても、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率は高いものとなってきた。小学校では目標値を達成してはいないもののどちらも99%以上。中学校では個別の指導計画の作成率は目標値である100%を達成、個別の教育支援計画についても99.6%と上昇。高等学校においても両計画の作成率は上がり、特に個別の教育支援計画については前年度より7.8ポイント上昇した。	・研修会や、市町教育委員会や学校訪問等の機会を捉え、両計画の意義や活用、特別支援教育推進体制の充実について引き続き周知を図るとともに、今後は活用率の上昇を新たに目標とし取組を進めていく。
(2)①切れ目のない指導・支援	(ア)個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用	個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率：共に100%	小99.0、90.4 中98.1、89.9 高95.4、83.2	小99.9、95.4 中99.6、95.2 高92.7、80.3	小100、98.2 中100、98.7 高88.9、88.0	小99.9、99.4 中100、99.6 高94.2、95.8	・特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業では、令和4年度の研究モデル地域での実践において効果のあった取組事例等について情報発信したり、好事例等を掲載したヒント集を作成・配布したりして、市町各校への啓発・普及を図った。	・特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業により、市町の研修等に発達障害支援アドバイザーを派遣し、効果的な指導実践について啓発・普及するとともに、ワークショップを開催し、市町各校への普及を図る。
(3)①教育と福祉の連携推進	(ア)教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所事業所等との関係構築の「場」の設置	教育と福祉の連携の推進を図る	—	—	—	—	・小中学校・高等学校特別支援教育コーディネーター研修において、福祉関係機関等からも参加いただく研修を設定し、福祉分野との連携強化を図っている。	・小中学校・高等学校特別支援教育コーディネーター研修における福祉分野との連携強化の場を引き続き設け、福祉分野等とのさらなる連携を図る。
							・障害児通所事業所等が学校を訪問し対象児童生徒の様子を見学したり教員と懇談したりして、指導支援の方法を共有するなど連携を深めている。	・学校と障害児通所事業所等との関係は構築されてきている。今後も両者の連携を深めるための継続的な取組が必要である。

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
4. とともに働く								
(1)②雇用の場の確保および拡大	(ア)雇用の場の確保	職場開拓による雇用の場の充実	—	—	—	—	障害者働き・暮らし応援センター事業により職場開拓員を配置し、地域の企業を訪問する等、障害者雇用にかかる意向を把握するとともに、障害者のニーズにあった就業の場を開拓した。また、県内企業の障害者雇用を推進するため、障害者雇用促進・定着促進セミナーを実施した。	令和5年6月1日現在における県内の障害者雇用状況は、民間企業の実雇用率が2.52%、法定雇用率達成企業割合が59.2%といずれも全国平均を上回っているが、約4割の企業で法定雇用率が達成できていない。加えて、令和6年4月から法定雇用率が2.5%に引き上げられ、対象事業主の範囲も40.0人以上となるため、企業に対する職場開拓を一層推進していく。
(1)③就労移行支援と職場定着支援の充実	(ア)就労支援を行う職員の意識及び支援技術の向上	就労支援人材の専門性向上	—	—	—	—	就労移行支援事業所等の職員に対し就労アセスメント手法研修や企業実習等を実施し、企業の求める人材ニーズや雇用現場の環境等の状況等を実践的に学ぶことにより、一般企業等への就職に向けた支援および職場開拓が適切に行える職員の育成を行った。	就労移行支援事業所等の職員に向けた研修を引き続き実施するとともに、新たに始まる就労選択支援事業の目的を各圏域の関係機関が適切に理解し有効に活用できるよう、企業・福祉・教育・行政等の関係機関による協議会の場等を活用し、就労選択支援事業に関する説明および各圏域の現状や課題を共有・把握することで、支援体制の充実にに向けた各圏域での検討を促していく。
(1)③就労移行支援と職場定着支援の充実	(エ)就労が定着するための支援	福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合：70%		38.20%	36.70%	37.50%	R3年度に「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」としてとりまとめた報告書を用いて関係機関の適切な役割分担や就労定着支援を含む就労支援の本来の流れの説明を行うほか、令和7年度10月から始まる就労選択支援の目的等の説明を行い、各圏域に合わせた関係機関の連携のあり方等についての検討を促した。	就労選択支援の開始に向けて、関係機関が本サービスの目的を理解し適切な連携のもと活用できるよう、引き続き各圏域に対して地域に合わせた連携のあり方等について検討を促していく。 また、企業・福祉・教育・行政等の関係機関による協議の場等を活用し就労定着の促進に向けた現状や課題の共有を引き続き実施していく。
(2)②就労収入の向上	(ア)就労支援技術向上および事業経営ノウハウ獲得等の支援	平均工賃月額30,000円以上の就労継続支援B型事業所の全体に占める割合：30%	—	—	—	—	障害福祉サービス事業所における仕事おこし事業等により、就労支援事業所等にアドバイザーを派遣し、経営や業務の改善指導などを行うとともに、農福連携に取り組む事業所の支援を実施し、就労収入の向上を図った。	就労継続支援B型事業所の利用者の平均工賃が3万円以上の事業所の割合は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した令和2年度以降毎年度増加しているものの、目標の30%を達成できていないことから、引き続き、業務改善支援、販路開拓支援等を行う必要がある。
	(イ)障害福祉就労施設等への発注促進		11.5%	11.8%	16%	集計中		
(4)①働き・暮らし応援センター等をはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実	(ア)地域における就労支援システムの充実	地域における支援体制の充実	—	—	—	—	障害者の就労については、国と県で支援する就労および生活支援を行う「障害者就業・生活支援センター事業」と、県と市町で支援する職場開拓および定着支援を行う「働き・暮らし応援センター事業」を併せて行うことで、一体的な支援を効果的に実施している。 令和3年度に「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」と題してとりまとめた報告書や、令和7年10月から始まる就労選択支援事業の目的等の説明を行い、各圏域にあった関係機関の連携のあり方等についての検討を促した。	令和7年10月より、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望や就労能力等に合った選択を支援する新たなサービス(就労選択支援)が開始される。各圏域の関係機関が本サービスの目的を適切に理解し有効に活用できるよう、企業・福祉・教育・行政等の関係機関による協議の場において、本サービスの制度内容および目的を説明し、支援体制の充実にに向けた各圏域での検討を促していく。

(1) 重点的取組一覧

項目	具体的取組	令和5年度目標・指標	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	主な実績・成果・評価	課題、今後の方向性
5. とともに活動する								
(1)①障害のある人のスポーツの推進	(ア)第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催へ向けた環境整備等	障害者スポーツ県大会の参加人数 人：1,000人以上／年	—	562人	581人	682人	可能な範囲で「わたSHIGA輝く障スポ2025」の競技会場を使用して大会を開催した。全国大会選考会では、多くの競技で参加者が増加し、全体として前年度に比べ1割以上増加した。	「わたSHIGA輝く障スポ2025」に向け、個人競技・団体競技合わせて300人以上の滋賀大会強化指定選手を指定し、強化活動に取り組んでいく。
(1)②障害のある人の文化・芸術活動の推進	(イ)造形活動への参加促進と発表機会の充実	障害者アート公募展の応募者数： 300人／年	268人	319人	291人	285人	285点の応募のうち97点を展示し、2,111人の入場者があった。	巡回展を様々な場所で開催することで、来場者の増加や障害者アート公募展の周知を図る。
(1)③障害のある人の読書活動の推進	(ア)読書におけるバリアフリーの推進	「読書バリアフリー法」に基づいた県計画の策定	—	策定済	策定済	策定済	計画に基づき、令和5年度は次の取組を実施した。 ・特別支援学校、関係福祉団体等の視察訪問（25か所） ・ボランティア向け研修会の実施（参加者62名） ・普及啓発展示、チラシの配布	計画に基づいた取組を進める。
(3)①障害のある人の本人活動や交流への支援	(ア)本人活動の支援	ピアサポート活動の充実	14人	18人	25人	34人	発達支援センター連絡会で、各市町担当者にペアレントメンターの推薦について協力の依頼・周知を行った。市町のペアレントメンターの情報を県発達障害者支援センターとも共有することで、市町を超えてペアレントメンターを活用することが少しずつできつつある。	市町によりペアレントメンターの活用に温度差がみられるので、活用事例を具体的に示し、好事例を共有することで市町間の格差をなくしていく。

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

指 標	目 標	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	備考	主な実績・成果・評価	課題と対応
共生のまちづくり									
差別解消に関する講座の実施	<R5年度目標> 50回／年	66回／年	44回	42回	51回	61回	新規項目 重点的取組	令和5年度はコロナの影響が少なくなり、前年度に比べて出前講座実施回数を増やすことができた。	令和6年4月1日に施行された差別解消法の改正も踏まえ、幅広い層への周知が必要であることから、企業等に研修に取り入れていただくよう働きかけを強化するとともにwebを利用した啓発を実施していく。 県、当事者に一番身近な市町担当職員とアドボケーターとの連携を密にするため、引き続き情報交換会を実施していく。
障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会未設置の市町に対する働きかけの実施	<R8年度目標> 未設置の全市町への働きかけ (毎年度)	7市で整備済み					新規項目	圏域ごとに県（健康福祉事務所を含む）、市町担当者、アドボケーターが参加する圏域情報交換会を実施するなどして連携した体制強化に努めた。差別解消支援地域協議会未設置の市町に対する働きかけも引き続き行った。	
地域アドボケーター、市町担当者、県による圏域ごとの情報交換会の実施	<R8年度目標> 毎年度1回	年1回	年1回	年1回	年0回	年0回	新規項目		
意思決定支援に関する研修修了者数	<R5年度目標> 150人 (R3～R5年度累積)	—	—	24人 (累積)	41人 (累積)	60人 (累積)	新規項目 重点的取組	令和3年度から新たに実施した研修であり、令和3年度に26名、令和4年度に15名、令和5年度に19名が受講した。無事に研修を実施することができた。	引き続き、研修の周知に努め、相談支援専門員への理解促進および障害のある当事者の意思決定支援の充実に努める。
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣回数	<R8年度目標> 12,400回／年	8,810回	6,290回	7,540回	7,910回	9,427回	—	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだが、令和3年度から3年連続増加し、令和5年度はコロナ前である令和元年度を上回った。	引き続き意思疎通支援者の養成等を進めるとともに、様々な意思疎通支援の周知啓発に努める。
視覚障害者IT相談支援件数	<R8年度目標> 440件／年	351件	687件	742件	592件	549件	新規項目	件数は少なくなってきたものの、スマホやパソコン関係の相談内容が突出して多い状況は変わらず続いている。	スマホやPCの利用がより増えていくことが考えられ、その際も対応できるよう状況の把握に努める。
ITサロン利用者数	<R8年度目標> 2,210人／年	1,592人	1,281人	988人	1311人	1726人	新規項目	新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数の減少があったものの、令和4年度に回復傾向となり、令和5年度はコロナ以前以上となった。	ITサロンの利用について周知を図るとともに、ITサロンの役割の再検討等によりIT機器の利用の促進に努める。
駅のバリアフリー化率（乗客1日3千人以上）	<R5年度目標> 100%	88.9%	88.9%	90.50%	90.50%	95.00%	重点的取組	鉄道事業者および市町が実施する鉄道駅のバリアフリー化等に対して費用の一部を補助することにより、県内鉄道駅のバリアフリー化に寄与した。 ※実績増の要因は未整備駅の一部が乗降客数3千人を下回ったため。	県内鉄軌道駅のバリアフリー化を促進するため、鉄軌道駅に関する段差の解消等にかかる施設整備費用を継続的に支援していく必要がある。

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

指 標	目 標	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	備考	主な実績・成果・評価	課題と対応
ともに暮らす									
障害福祉サービス事業所等のサービス自己評価実施率	<R8年度目標> 100%	65.0%	64.0%	67.3%	57.7%	55.7%	—	可能な範囲で「わたSHIGA輝く障スポ2025」の競技会場を使用して大会を開催した。全国大会選考会では、多くの競技で参加者が増加し、全体として前年度に比べ1割以上増加した。	自己評価を実施することによる、具体的な効果などを周知していく。また、令和5年度数値が減少したため、令和5年度については、継続的に自己評価の実施を呼びかけ、令和4年度実績よりも増を目指す。
強度行動障害支援者養成研修修了者数	<令和5年度目標> 基礎：180人／年 実践：120人／年	137人 112人	108人 51人	175人 72人	216人 125人	202人 105人	重点的取組	基礎研修修了者は目標を超える人数の受講者となることができた。実践研修は目標に届くことができなかったが、コロナ時よりも高い水準で実施できた。	引き続き、研修の周知に努め、強度行動障害を有する者への理解促進および地域の人材育成に寄与するよう努める。
高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者数	<R5年度目標> 30人 (R3～R5年度累積)	19人	11人	29人	30人	31人	重点的取組	平成27年度から実施の高次脳機能障害専門相談支援員研修修了者は令和5年度末で200人となった。受講者は累積90人で目標達成された。 各圏域でネットワーク構築に向けた連絡会議を実施できるよう進めてきている。関係する支援者の高次脳機能障害への理解を深め、特性に応じたりハビリテーションやサービスを受けながら地域で受けられるように圏域の取組を強化する必要がある。	全圏域で連絡調整会議を実施していく必要がある。連絡調整会議構成所属や支援者に対しては、専門的なアセスメントの支援や県における研修の受講勧奨や実施をしていく必要がある。 圏域ネットワークにおいては、当事者・家族だけでなく支援者に対する支援体制の充実のために、地域の課題に応じた体制の検討や研修の実施を推進する。
難病患者支援従事者向け研修受講者数 ① 難病医療連携協議会実施研修 ② 保健所実施研修	<R5年度目標> 210名／年 180名／年	98名 288名	255名 120名	267名 63名	259名 85名	310名 264名	保健医療計画	協議会主催のネットワーク研修会では、前年度の受講者の声を基にテーマを決定したことで、参加者増となった。また、オンライン形式で実施することで業務の調整により参加しやすかったことも考えられる。	各保健所や関係機関の研修会テーマが重ならないように連携・調整していく必要がある。業務の合間を縫って調整しやすいような開催について今後も検討していく必要がある。
難病患者および家族向け講演会・交流会受講者数 ① 難病相談支援センター実施講演会等 ② 保健所実施講演会等	<R5年度目標> 570名／年 910名／年	1,053名 677名	104名 65名	848名 84名	1,205名 173名	1,018名 182名	保健医療計画	新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことで、少しずつ講演会や交流会を開催することができた。講演会については、ハイブリッド開催により遠方でも参加しやすいうに工夫された。	実施内容によりオンライン開催や集合型開催などを開催方法を検討し、参加しやすい講演会の実施に努める。また実施内容や時期などが重ならないように関係機関の連携・調整に努める。就労している患者家族のために、オンデマンド配信も検討していく必要がある。
医療的ケア児者のレスパイト入院受入れ可能病院 および医療型短期入所可能事業所	<R5年度目標> 各二次保健医療圏域に1か所以上整備	6/7圏域	6/7圏域	6/7圏域	6/7圏域	6/7圏域	保健医療計画	R3,4は新型コロナウイルス感染症によりレスパイト受け入れが制限されていたが、R5年度は利用者数、利用日数ともに回復しつつある。新たな受け入れ先の整備には至らなかった。	整備の進んでいない圏域の医療機関に働きかける必要がある。また、小児在宅医療整備事業においてレスパイト受け入れを行っている医療機関、事業所の情報共有を行うとともに、医療型短期入所開設促進事業（障害福祉課所管）の取組と連携していく必要がある。
医療的ケア児者への訪問診療可能な診療所	<R5年度目標> 各二次保健医療圏域に現在数以上整備	<H29年度実績> 42診療所		54診療所		23診療所	保健医療計画	小児在宅医療体制整備事業（びわこ学園委託）において、医療的ケアに関わる人材育成、連携体制の構築を推進しているところ。小児対応可能な事業所数は減少しているが、減少要因については今後検証していく。	引き続き小児在宅医療整備事業を推進し、小児在宅医療のシステム作りや小児在宅医療を担う人材育成に取り組んでいく。
小児在宅支援の受入れ可能な訪問看護ステーション		71施設		80施設	74施設	94施設			

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

指 標		目 標	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	備考	主な実績・成果・評価	課題と対応
ともに学び・育つ										
「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合	小	<R5年度目標> 100%	97.10%	99.0%	99.9%	100.0%	99.9%	第3期滋賀県教育振興基本計画	・いずれの校種においても、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率は高いものとなってきている。小学校では目標値を達成してはいないもののどちらも99%以上。中学校では個別の指導計画の作成率は目標値である100%を達成、個別の教育支援計画についても99.6%と上昇。高等学校においても両計画の作成率は上がり、特に個別の教育支援計画については前年度より7.8ポイント上昇した。	・どの校種においても両計画の意義の理解、作成体制の構築が進んできたと考えられる。 ・今後も引き続き県主催の研修会その他、市町教育委員会や学校への訪問において両計画の意義や特別支援教育推進体制を確認し、作成状況を引き続き把握するとともに、活用率の上昇を新たな目標とし、さらなる推進・充実および啓発を図っていく。また、教員の特別支援教育の専門性の向上を図りながら、障害のある児童生徒への支援体制の充実を図る。
	中	<R5年度目標> 100%	97.10%	98.1%	99.6%	100.0%	100.0%			
	高	<R5年度目標> 100%	91.20%	95.4%	92.7%	88.9%	94.2%			
「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合	小	<R5年度目標> 100%	87.50%	90.40%	95.4%	98.2%	99.4%	第3期滋賀県教育振興基本計画		
	中	<R5年度目標> 100%	84.50%	89.90%	95.2%	98.7%	99.6%			
	高	<R5年度目標> 100%	79.10%	83.20%	80.3%	88.0%	95.8%			
ともに働く										
農業と福祉との連携による新たな取組件数		<R5年度目標> 35件／年	20件	41件	67件	76件	89件	滋賀県基本構想実施計画	農福連携に関する様々な取組が展開されたことで、令和5年度末には令和4年度から13件の増となる89件の実績であったことから、農福連携への理解が拡大しているものと捉えている。	農福連携への理解や活用について、福祉分野では定着が見られるようになったが、農業分野ではまだまだ十分ではないと考えられることから、障害を持つ人の特性や農業・農作業に対する農業分野・福祉分野の相互理解についてお互いの顔が見える形で促進を図る活動を進めていく。
県内のハローワーク登録者のうち、就業中の障害者の数		<R8年度目標> 10,000人／年	7,619人	7,871人	8,468人	8,830人	9,059人	－	令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、一般就労した障害者の社会人としてのマナーや生活面の問題が課題としてあがっていたことから、社会人としての心構えや生活リズム、健康管理等について学ぶ研修会を実施するとともに、横のつながりを築き、職場での悩みなどを話し合う交流会を開催した。	令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、挙げられた9つの課題について、ひとつずつ対応していく必要がある。
働き・暮らし応援センターで支援する在職者数		<R8年度目標> 4,300人／年	3,102人	3,245人	3,314人	3,553人	3,671人	－	障害者の就労については、国と県で支援する就労および生活支援を行う「障害者就業・生活支援センター事業」と、県と市町で支援する職場開拓および定着支援を行う「働き・暮らし応援センター事業」を併せて行うことで、一体的な支援を効果的に実施している。	令和3年度にとりまとめた「障害者の就労定着に関する現状と課題、今後の方向性」において、関係機関の役割分担や働き・暮らし応援センターのマンパワー不足などの課題が挙げられており、地域における支援体制の充実に向け、各圏域において関係機関の適切な役割等の整理を行うなどの検討を促していく必要がある。
法定雇用率達成企業割合		<R8年度目標> 70%	55.70%	56.2%	54.0%	58.6%	59.2%	－	法定雇用率達成企業割合は59.2%と全国平均の50.1%を上回ることができている。	令和5年6月1日現在における県内の障害者雇用状況は、民間企業の実雇用率が2.52%、法定雇用率達成企業の割合が59.2%と、いずれも全国平均を上回っているが、4割近くの企業で法定雇用率が達成できていないことから、企業に対する職場開拓を一層推進していく。
平均工賃の月額が30,000円以上の就労継続支援B型事業所の全体に占める割合		<R5年度目標> 30%	12.80%	11.5%	11.8%	16.0%	集計中	重点的取組	障害福祉サービス事業所における仕事おこし事業等により、就労支援事業所等にアドバイザーを派遣し、経営や業務の改善指導などを行うとともに、農福連携に取り組む事業所の支援を実施し、就労収入の向上を図った。	就労継続支援B型事業所の利用者の平均工賃が3万円以上の事業所の割合は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した令和2年度以降毎年度増加しているものの、目標の30%を達成できていないことから、引き続き、業務改善支援、販路開拓支援等を行う必要がある。

(2) 第4次障害者計画に係る目標一覧

指 標	目 標	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	備考	主な実績・成果・評価	課題と対応
ともに活動する									
障害者スポーツ県大会の参加人数	<R4年度目標> 1,000人以上／年	708人	-	562人	581人	682人	第2期滋賀県スポーツ推進計画	可能な範囲で「わたSHIGA輝く障スポ2025」の競技会場を使用して大会を開催した。全国大会選考会では、多くの競技で参加者が増加し、全体として前年度に比べ1割以上増加した。	「わたSHIGA輝く障スポ2025」に向け、個人競技・団体競技合わせて300人以上の滋賀大会強化指定選手を指定し、強化活動に取り組んでいく。
障害者アート公募展への応募者数	<R8年度目標> 300人／年	247人	268人	319人	291人	285人	-	285点のうち97点を展示し、前年より168人多い2111人の入場者があった。	巡回展を様々な場所で開催することで、来場者の増加や障害者アート公募展の周知を図る。

(3) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る目標一覧

項 目		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和5年度目標	備 考	主な実績・成果・評価	課題と対応
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	①福祉施設入所者のうち、地域生活に移行する者の人数	19人	7人	3人	5人	49人 (R3年度～R5年度の累積)	※市町における目標人数の総数	・モデル事業を活用し、地域移行のための体験利用機会を確保することができた。 ・施設整備補助金の利用によりGHを新規創設し、県内地域における生活する場の整備を進めることができた。	・モデル事業に実施により明らかになった課題等について、国への制度提案を行うとともに、他圏域への展開に向けた検討を行い、地域生活の実現に取り組む。
	②県内障害者支援施設における入所定員数（県立施設を除く）	989人	979人	979人	979人	999人	※県外施設入所者や在宅生活困難者の受入れを行えるよう、H29年時の定員数を維持		
	③県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数	6人 (H30年度～R2年度の移行者数累積)	R3年度実績	R4年度実績	R5年度実績	15人 (R3年度～R5年度の累積)	県独自項目 ※市町における目標人数の総数 ※R元年度末の県外入所者の実人数：166人		
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数		315日 (H28年度実績)	331日 (H30年度実績)	329.8日 (R2年度実績)	316日	新規項目	各保健医療圏にアドバイザーを設置し体制整備を行うとともに、精神障害に係る協議の場の開催や人材育成研修、精神障害者ピアサポート事業、不動産関係者等に対して精神障害についての正しい理解促進の取組が実施できた。	取組を継続して実施する。
	②精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数	811人	792人	763人	711人	749人	—		
	③精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数	331人	331人	306人	290人	292人	—		
	④精神科入院後3か月時点の退院率	72% (H29年度実績)	72% (H29年度実績)	69% (H30年度実績)	72% (R2年度実績)	73%	—		
	⑤精神科入院後6か月時点の退院率	88% (H29年度実績)	88% (H29年度実績)	84% (H30年度実績)	86% (R2年度実績)	89%	—		
	⑥精神科入院後1年時点の退院率	93% (H29年度実績)	93% (H29年度実績)	90% (H30年度実績)	93% (R2年度実績)	94%	—		
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実		5（圏域3、市町2） 整備済み	8（圏域3、市町5） 整備済み	8（圏域3、市町5） 整備済み	9（圏域4、市町5） 整備済み	各市町または各圏域に少なくとも1つ確保する。 確保済みの場合は機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。	—	各地域での拠点確保のため、各市町や地域自立支援協議会において検討・尽力されてきた結果、拠点整備率の全国平均を上回る形で進めることができた。	引き続き、拠点整備に係る好事例等の情報提供に努め、全県において拠点整備を進める。
4 福祉施設から一般就労への移行等	①福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者	152人 89人 12人 30人	161人 98人 20人 33人	181人 111人 17人 40人	207人 130人 22人 45人	全体：215人 就労移行支援：103人 就労継続支援A型：33人 就労継続支援B型：63人	—	障害福祉サービス事業所から一般就労した障害者は令和5年度207人と令和4年度実績を上回っているものの、目標を達成できていない。 福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合は37.5%と目標を達成できていないが、就労定着率は80.00%と目標である7割以上を達成している。	今後も障害者の一般就労や職場定着を一層促進するために障害者本人や事業主への支援が必要であることから、就労支援を行う職員に対する就労アセスメント手法に関する研修および企業等へ就職する障害者本人に対する入職前研修、企業・福祉・教育・行政等の関係機関による就労定着の促進に向けた協議の場の開催等を引き続き実施していく。
	②福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合	—	38.20%	36.70%	37.50%	70%	新規項目		
	③就労定着支援事業所ごとの就労定着率（過去三年間の就労定着支援の総利用者数の内前年度末時点の就労定着者数の割合）		72.20%	83.33%	80.00%	R5年度における就労定着率が8割以上の事業所を7割以上とする	新規項目		

(3) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る目標一覧

項 目		令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度目標	備 考	主な実績・成果・評価	課題と対応
5 障害児 支援の提供 体制の整備	①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	5圏域において11か所の整備済	7圏域において14か所の整備済	7圏域において14か所の整備済	7圏域において15か所の整備済	児童発達支援センターもしくは児童発達支援を中心とした各事業所の連携による同等の機能について各市町または各福祉圏域に1カ所以上整備	—	各市町が運営する、児童発達支援センターへの運営支援等を実施した。	小児保健医療センター療育部による巡回支援や、人員の加配に対する補助事業などの支援を継続して行っていく。
	②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	6圏域において22か所の整備済	7圏域において24か所の整備済	7圏域において26か所の整備済	7圏域において31か所の整備済	全市町で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	—	圏域単位では、全ての圏域で事業所が運営されている。	プランの目標達成に向けて、未設置の市町での開設を促す。
	③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	—	—	—	—	児童発達支援センター等と県立聾話学校や小児保健を担当する医療機関等との連携を促進し、難聴児支援のため体制を確保に向けた取組を進める。	新規項目	関係課において協議を実施。	関係機関の連携と役割分担について協議を行って進めていく必要がある。
	④重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	5圏域において19か所の整備済	5圏域において19か所の整備済	5圏域において18か所の整備済	5圏域において19か所の整備済	各市町または各圏域に少なくとも1カ所以上確保	—	事業所数は横ばいの状況であり、特に県北部での事業所がない状況。	県北部での事業実施に向けた取組を進める必要がある
	⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		6圏域で設置	7圏域で設置	7圏域で設置	各市町または各福祉圏域に少なくとも一つ設置	—	・県内すべての圏域で医療的ケア児支援のための協議の場が設置され、運用されている。	滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児者支援センターの機能として、今後もセンターとの連携体制を確保し、継続して支援体制を整備していく。
	⑥医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる体制の整備		研修受講者99名 コーディネーター養成研修修了者21名	研修受講者329名 コーディネーター養成研修修了者21名	研修受講者411名 コーディネーター養成研修修了者19名	各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター研修修了者を中心とした体制を整備	新規項目	・医療的ケア児者支援コーディネーター養成については、継続して実施し、新規修了者を確保している。 ・各市町における医療的ケア児等コーディネーターの活用や役割の認識については、差がみられる。	・コーディネーター養成研修修了者の圏域ごとの運用状況の把握と検討 ・各市町によるコーディネーター養成研修修了者活用、役割整理の働きかけ ・同修了者の名簿掲載および情報提供を継続する。
6 相談支援体制の充実・強化	①総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制を強化する体制	—	14市町	16市町	16市町	各市町または各福祉圏域において、体制を確保	新規項目	相談支援事業所数の増加に伴い、より身近な地域での相談支援体制整備を進めることができた。	障害児（者）の希望とそれぞれのライフステージに応じた地域生活を支援するため、相談支援の充実を図るため、令和6年度報酬改定に伴う機能強化型サービス利用の高い要件取得促進等を市町を通じて展開していきたい。
	②主任相談支援専門員の配置	—	17人	32人	39人	34人	新規項目 県独自項目	研修を実施することができた。	市町等から相談支援専門員のさらなる養成について要望が寄せられており、研修の質を保ちながら、研修の充実に努める。対象者が減ることが予想され、近隣府県との合同実施も検討する必要がある。
7 障害福祉サービス等の質を向上させる取組を実施する体制を構築		—	14市町	16市町	16市町	サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を各市町において構築	新規項目	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用：16市町 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有：11市町	市町職員に対し障害福祉サービス等に関する研修等の受講を推進していくと共に、県からも情報提供を実施していく。

(4) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項目	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込	備考	主な実績・成果・評価	課題・対応
1 福祉施設から一般就労への移行等										
①就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	131人	151人	168人	197人	178人	189人	199人	R元年度実績：156人	就労移行支援事業所等の職員に対し就労アセスメント手法研修や企業実習等を実施し、企業の求める人材ニーズや雇用現場の環境等の状況等を実践的に学ぶことにより、一般企業等への就職に向けた支援および職場開拓が適切に行える職員の育成を行った。	就労移行支援事業所等の職員に向けた研修を引き続き実施するとともに、新たに始まる就労選択支援事業の目的を各圏域の関係機関が適切に理解し有効に活用できるよう、企業・福祉・教育・行政等の関係機関による協議会の場等を活用し、就労選択支援事業に関する説明および各圏域の現状や課題を共有・把握することで、支援体制の充実に向けた各圏域での検討を促していく。
②障害者に対する職業訓練の受講者数	2人	18人	17人	15人	95人	100人	105人	R元年度実績：3人		
③福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	242人	368人	375人	280人	277人	294人	310人	R元年度実績：244人		
④福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	111人	57人	76人	68人	115人	115人	115人	R元年度実績119人 ※就労定着支援等の利用を希望しない者などを想定		
⑤公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	53人	63人	106人	135人	68人	69人	70人	R元年度実績：66人		
7 発達障害者に対する支援										
①地域の支援体制の課題の把握および対応についての検討を行うために必要な協議の場の開催回数	3回 なし	2回 5回	2回 3回	2回 なし	全体会2回/年 ※上記と別に検討部会を実施	全体会2回/年 ※上記と別に検討部会を実施	全体会2回/年 ※上記と別に検討部会を実施	R元年度実績：3回	全体会の開催回数については目標を達成できた。検討部会は、令和6年度も実施の予定はない。	引き続き、地域の発達障害支援体制の課題把握および対応についての検討を行うために、年間2回の協議会を行う。
②発達障害者支援センターによる相談支援件数	885人 (7,855件)	787人 (7,084件)	849人 (5,801件)	775人 (4,335件)	1,000人 (8,000件)	1,000人 (8,000件)	1,000人 (8,000件)	R元年度実績：1,028人	一般的な相談は各市町相談窓口（一次支援機関）で対応し、より高度な相談や困難事例についてケアマネ支援事業所（二次支援機関）、さらに県発達障害者支援センター（三次支援機関）で対応するための周知に取り組んできた。	一次、二次、三次支援機関の重層的な支援体制を構築していくとともに、県発達障害者支援センター（三次支援機関）の果たすべき役割の明確化と機能強化を図っていく。
③発達障害者支援センターおよび発達障害者ケアマネジメント支援事業所の関係機関への助言件数 (ア)発達障害者支援センター (イ)発達障害者ケアマネジメント支援事業所	1,075件 1,449件	809件 1,848件	786件 1,283件	693件 1,379件	750件 2,000件	750件 2,000件	750件 2,000件	R元年度実績： (ア)672件 (イ)1,730件	関係機関へのコンサルテーションを継続することで、組織力と相談支援担当者のスキル向上が図られている。	発達障害者支援ケアマネージャーを福祉圏域に偏りなく、継続的に養成していく。
④発達障害者支援センターおよび発達障害者ケアマネジメント支援事業所の外部機関や地域住民への研修、啓発件数 (ア)発達障害者支援センター (イ)発達障害者ケアマネジメント支援事業所	81回 157回 22回	86回 47回	85回 42回	140回 18回	140回 18回	140回 18回	140回 18回	R元年度実績： (ア)130回 (イ)14回	発達障害の基本的な理解、市民向けの啓発研修などを実施することができた。	発達障害は、身近な人が本人の特性や発達障害について理解し、関わり方や環境調整をすることで、本人の困りごとは小さくなることから、引き続き理解や啓発を促す研修を実施していく。

(4) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項目	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込	備考	主な実績・成果・評価	課題・対応
⑤ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数		0名	35名	42名	35名	35名	35名	新規項目	受講対象者を各市町療育教室担当者にも広げることで昨年度を上回る人数の方に受講いただけた。	広く受講を呼び掛け、35名（延べ人数）以上の実受講者が募れるよう、努めていく。
⑥ペアレントメンターの人数	14名	18名	25名	34名	30名	40名	50名	新規項目	発達支援センター連絡会で、各市町担当者にペアレントメンターの推薦について協力の依頼・周知を行った。市町のペアレントメンターの情報を県発達障害者支援センターとも共有することで、市町を超えてペアレントメンターを活用することができた。	市町によりペアレントメンターの活用に温度差がみられるので、活用事例を具体的に示し、好事例を共有することで市町間の格差をなくしていく。
⑦ピアサポートの活動への参加人数	14名	18名	25名	34名	30名	40名	50名	新規項目		
⑧発達障害者支援センターによる相談において、市町と協働して関わった割合	—	11.1%	51.2% （関係機関と協働）	49.5% （関係機関と協働）	25%	30%	35%	新規項目 県独自項目	必要に応じて、市町や関係機関と連携しながら相談支援を行うことができた。	県発達障害者支援センター、発達障害者ケアマネジメント支援事業所、市町がそれぞれの役割を把握し、連携して支援していくことが大切である。
8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築										
①精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助利用者数								新規項目		
(ア)地域移行支援		10人	7人	11人	(ア)15人	(ア)16人	(ア)18人	※市町計画の積み上げ	共同生活援助は見込み量を上回り、自立生活援助は見込み通りであったが、地域移行支援、地域定着支援は見込み量を下回った。	引き続き、精神障害に対応した地域移行支援の充実に取り組む。
(イ)地域定着支援		15人	7人	4人	(イ)15人	(イ)17人	(イ)20人			
(ウ)共同生活援助		305人	313人	423人	(ウ)193人	(ウ)211人	(ウ)228人			
(エ)自立生活援助		13人	11人	20人	(エ)14人	(エ)17人	(エ)20人			

(4) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る活動指標一覧

項目	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込	備考	主な実績・成果・評価	課題・対応
9 相談支援体制の充実・強化のための取組										
①計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員数	—	318人	332人	173人	296人	313人	336人	新規項目 県独自項目 ※市町見込みの 積み上げ	基幹相談支援センターの整備に伴い、より身近な地域での専門的な相談支援体制整備を進めることができた。 新型コロナウイルスの影響により、研修募集定員を減らしたが、無事に研修を実施することができた。	市町等から相談支援専門員のさらなる養成について要望が寄せられており、研修の質を保ちながら、研修の充実に努める。
10 障害福祉サービスの質を向上させるための取組										
①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	—	34人	68人	52人	35人	35人	39人	新規項目 ※県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への各市町職員1名以上の参加	滋賀県障害者自立支援協議会の一部会として行政部会を立ち上げ、市町職員の知識拡充に資することができた。	引き続き、年2回市町の相談支援・支給決定事務の担当者との会議を開催していく。
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	—	55回	94回	64回	94回	94回	97回	新規項目 ※市町見込みの 積み上げ	新型コロナウイルス感染症対策の観点から、集団指導を3月に実施した。指定障害福祉サービス事業者等集団指導の資料をホームページで共有することで、市町、健康福祉事務所および障害福祉サービス事業所に対し、実地指導の指示事項等を広く周知することができた。	令和6年度以降は、報酬改定等の大きなトピックがなければWEB開催も検討する。(但し、その時々 の情勢に合わせ柔軟に対応するものとする。) また、集団指導の機会を活用し、サービス向上に繋がる情報共有を行う。
③指導監査結果の関係市町村との共有	—	1回	1回	1回	1回	1回	1回	新規項目		